

さ情審査答申第167号  
平成31年1月15日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成30年2月13日付けで貴職から受けた、「個人情報一部開示決定通知書別紙の「番号9 生活保護制度からの暴力団排除について」に関する個人情報」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年9月5日付け桜健福第805号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取消し、審査請求人が暴力団組員であるか否かについて警察に照会した文書及びその回答文書について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人による「暴力団員でないかの照会」に対して、「生活保護制度からの暴力団排除について（照会）」（添付資料4）と題する書類1枚が開示された。その中で「暴力団員である疑いが高いとする理由」の記入欄が黒塗りにされていた。
- (2) 黒塗り部分の幅から察するに、14～15文字程度の文面であるので、さほど細かな内容ではなく、おそらくは審査請求人が暴力団であることを疑う理由となる挙証資料の有無などを説明した内容ではないかと推察し

た（添付資料4の左上にはクリップで止めていたであることから、おそらくこの書類に添付された何らかの資料があるのではないかと考えられる）。

もし、審査請求人が思慮するとおりであるなら、その14～15文字を非開示にする必要はない。

また、実施機関に対して黒塗り部分の説明を求めたところ、何か資料が添付されているといった旨の記載があるというようなことを言われた。

(3) 審査請求人が暴力団員であることを疑わせる理由となる何らかの資料があるとして、その内容を開示することが適当でないとしても、その場合、当該資料を全面黒塗りにするか若しくは「資料があるが開示できない」旨を伝えるべきである。しかしこの度、窓口の対応は当該書類（添付資料4）を手渡すだけで、何の説明もなかった。（非開示とすべき書類を非開示にするのではなく、それが存在するか否かも審査請求人に伝えないのである）。

(4) 審査請求書に添付した2枚のインターネットの記事は、照会文書に添付した資料はどういうものがあるかと実施機関に聞いたら、対応した職員が示してくれたもので、その時にコピーを渡されたのである。これはもう、開示しているのと同じ状態であり、照会文書の添付資料がありますということの説明文を黒塗りにする理由は全くない。

当初は添付資料があることを隠したわけだから、添付資料があることを知られないために黒塗りにしたのではないかと推測できる。一番言いたいの、今回黒塗りにした一文を不開示にする必要性がないということである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分は、審査請求人の「暴力団組員でないかの照会（関係当局に照会をかけた資料と、その回答）」という請求内容に対し、①「生活保護制度からの暴力団排除について（照会）」（以下「照会文書」という。）を一部開示とし、②「生活保護制度からの暴力団排除について（回答）」（以下「回答文書」という。）を不開示としたものである。

(1) 本件に係る照会文書は、平成18年3月30日社援保発第0330002号「暴力団員に対する生活保護の適用について（厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」（以下「厚労省通知」という。）に基づき、保護を申請し、または申請しようとする者が申請相談・調査・指導の過程におけるその申立てや態度等から暴力団員であると疑われる場合に、生活保護行政

上の必要性に基づいて警察に対し任意の情報提供依頼をし、協力を求めるものであり、本件に関してもこの厚労省通知に基づく照会を行い、警察からの任意の情報提供である回答を得たものである。

2) 実施機関は、次のとおり処分を行った。

① 照会文書については、照会文のうち「暴力団員である疑いが高いと判断する理由」部分について、条例第14条第3号に規定する「個人の評価」に関する情報であり、生活保護業務の適正な執行を困難にするおそれがあるため、開示しないことが正当であるものと認めたものである。

② 回答文書については、条例第14条第6号に規定する「市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報」であり、開示すると今後関係機関との協力関係又は信頼関係を不当に損ない、①同様に生活保護業務の適正な執行を困難にするおそれがあるため、不開示としたものである。

2 審査請求人は、「その14～15文字程度の文面を非開示にする必要はない」と主張しているが、本件処分において開示しないものとした「暴力団員である疑いが高いと判断する理由」部分は、紛れもなく行政による「個人の評価」であることが明らかであり、これを開示することとなれば、他の生活保護受給者も含め本人に悪影響を及ぼし、本人との信頼関係を損ない、また生活保護の実施機関である福祉事務所が正確な情報の把握・記録等ができなくなるなどの結果をもたらすことが考えられ、生活保護業務の適正な執行を困難にするおそれがある。このため、当該部分は開示しないこととしたものである。

3 「請求人が暴力団員であることを疑わせる理由となる何らかの資料がある」として、その内容を開示することが適当ではないとしても、その場合、当該資料を全面黒塗りにするか、もしくは『資料があるが開示できない』旨を伝えるべきである」との審査請求人の主張について

審査請求人は、「何らかの資料がある」として」としているが、あくまで開示していない部分をもとにした審査請求人の仮説である。さらに、審査請求人が主張するような当該資料が存在したとしても、開示しないもの（審査請求人のいう「全面黒塗りにする」）とする、あるいは不開示とする（審査請求人のいう「資料があるが開示できない」旨を伝える）ということは、当該資料の存否自体を明らかにするものであり、これは結局のところ2で述べた部分を開示しないこととしたことに集約される。よって当該資料の存否も含め、開示しないことが正当である。

4 審査請求人の「当局からの回答の書類の開示を求める（内容の開示ができないのであれば、全面黒塗りとすべきである）」との主張について

審査請求人は、当局からの書類の開示を求めているが、1(2)②で述べたように、この開示は回答を行った関係機関との協力関係又は信頼関係を不当に損ない、今後の調査依頼等に影響を及ぼし、生活保護業務の適正な執行を困難にするおそれがあるため、不開示としたものである。

また、「内容の開示ができないのであれば、全面黒塗りとするべきである」との主張については、不開示としたこととの有意な差が認められない。

- 5 審査請求人は、審査請求書に添付した2枚のインターネットの記事は、「照会文書に添付した資料はどんなものがあるかと実施機関に聞いたら、対応した職員が示してくれ、コピーを渡された」と主張しているが、当該資料は、本人から「実施機関が保有する審査請求人本人に関するインターネット上の記事」という情報の提供依頼があったことに対応したものであり、本件開示請求とは関係がない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、「生活保護制度からの暴力団排除について」実施機関が警察に照会した照会文書及びそれに対する警察からの回答である回答文書である。

実施機関は、警察への照会文書及びそれに対する回答文書を特定し、照会文書については、「暴力団員である疑いが高い理由」の欄は個人の評価であることから条例第14条第3号に該当し、回答文書については協力関係にある関係機関からの情報であり、開示することにより信頼関係を損なうおそれがあることから条例第14条第6号に該当するとして、該当部分を不開示とする一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、照会文書の不開示部分の開示を求め、また、不開示とされた回答文書については、開示すべきだ（開示できない内容であれば全部黒塗りで開示すべきだ）と主張し、本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

###### (1) 条例第14条第3号及び第6号について

条例第14条第3号は、「個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導等に関する事務事業に係る情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるもの」を不開示とすると規定しており、同条第6号は、「市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの」を不開示

とすると規定している。

(2) 照会文書中「暴力団員である疑いが高い理由」の欄を不開示としたことについて

実施機関によると、照会文書中不開示とした部分は、個人の評価が記載されていることから条例第14条第3号に該当すると弁明している。

当審査会において確認したところ、不開示とした部分には、個人に対する実施機関の評価が記載されていることが認められた。警察に対する当該情報提供依頼の際は、生活保護行政の適正な運用のために暴力団員該当性についての情報が不可欠であることを十分説明する必要がある。

そのため、情報提供依頼者は、暴力団員である疑いが高い理由とする欄に生活保護申請者に関する評価を記載することになるが、その記載内容は当該申請者に知られることを予期していないものであり、これらの情報が開示されると、上記申請者に関する正確な情報が記載できなくなるなどして、情報提供が不可欠であるとの説明が十分できなくなり、生活保護事務事業本来の適正な遂行を困難にするおそれがある。

よって、当該部分が条例第14条第3号に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当である。

(3) 回答文書を不開示としたことについて

実施機関は、回答文書は、条例第14条第6号に規定する協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であり、開示すると協力関係又は信頼関係を不当に損ない、業務の適正な遂行を困難にするおそれがあるため不開示としたと弁明している。

回答文書は、生活保護行政上の必要性から警察に対し厚労省通知に基づき情報提供依頼をし、任意の協力を求める照会に対し、警察からの任意の情報提供である回答が記載された警察作成の文書とのことである。

すなわち、本件回答文書は、生活保護行政上の必要性から情報提供の依頼、協力を求められた警察が、その要請に応じ、任意で作成し、実施機関に提供した文書である。そして、暴力団排除等のための部外への情報提供の方式は「情報提供は、原則として、当該情報を必要とする当事者に対して行うものとする。」(平成12年9月14日付警視庁暴力団対策部長発「暴力団排除等のための部外への情報提供について」とされていることから、警察は当該文書が実施機関以外の者に開示されることを予定しているとは言えない。

すなわち、本件回答文書は、市及び国等の間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、市及び国等の協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるものであり、条

例第14条第6号に該当する情報であると認められる。

よって、本件回答文書が条例第14条第6号に該当するとして不開示とした実施機関の処分は妥当である。

- 3 審査請求人のその余の主張は本件処分の当否に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので言及しない。
- 4 以上の次第であるから、当審査会は、本件処分は妥当であると判断し、前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 2月14日	諮問の受理（諮問第498号）
②	同 年 3月15日	審議
③	同 年 8月23日	審査請求人からの意見陳述及び審議
④	同 年 9月20日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 12月20日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)